## 「電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案」 に対して寄せられた意見及び総務省の考え方

意  見	総務省の考え方
意見 1	
本規則等の改正に基づき報告することとなるデータを、各施策の中で行われる分	
析に有効活用し、公正競争環境の維持・強化を図る政策の決定につなげて頂きたい。	
しかしながら、本規則に基づき収集されたデータの開示に当たっては、あらかじめ	

今回の電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の改正(以下、「規則等の改正」という。)に当たっては、電気通信事業報告規則に基づき報告するデータを「電気通信事業の健全な発達等のための基礎データとするとともに、公正競争レビューや競争評価における分析等に用いる」というその主旨に沿って、総務省殿が、本規則等の改正に基づき報告することとなるデータを、各施策の中で行われる分析に有効活用し、公正競争環境の維持・強化を図る政策の決定につなげて頂きたいと考えます。

事業者の意向を確認することが適切。仮に上記事業者の意向に沿わない開示が必要となる場合には、事業者に対して事前に再確認し、承諾を得て頂くことを要望。

しかしながら、改正案の一部の項目においては、電気通信事業者(以下、「事業者」という。)の経営情報や IR 情報に該当すると考えられる詳細な項目等も含まれているため、事業者の公開方針に反した情報開示は、事業者における経営上の問題となり得ます。従い、本規則に基づき収集されたデータの開示に当たっては、あらかじめ開示方法等に関して事業者の意向を確認し、その意向を踏まえたものとすることが適切と考えます。また、規則等の改正の後、仮に上記事業者の意向に沿わない開示が必要となる場合には、再度、事業者に対して事前に確認し、その開示方法等について承諾を得て頂くことを要望します。

【ソフトバンクグループ】

基本的に本改正案に賛同の御意見として承ります。

本改正は、公正競争レビューや競争評価における分析を適切に行い、電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進するために、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則について所要の規定整備を行い現状の市場環境の変化に対応した契約数等を把握することとするものです。

また、本改正により取得することとなるデータについては、電気通信事業報告規則第10条に基づき集計結果を公表することとなります。データの公表等に関しては、電気通信事業者の意向にも留意し、適切に対応していく予定です。

## 意見2

現状の市場動向・競争状況を整理・把握するにあたって、報告規則が改正される ことは適当であり、公正競争環境の確保や競争促進の施策に繋がることを期待。な お、公表にあたっては事業者に対して個別に意見照会を行うなど、十分な配慮が必 要。

近年のブロードバンド市場における市場環境の変化は固定とモバイル(音声、デ ータ)、メタルから光へのマイグレ等、多様なサービスにより複雑化しており、現 状の市場動向・競争状況を整理・把握するにあたって、報告規則が改正されること は適当と考えます。

本省令案によって収集したデータが、公正競争レビュー制度や競争評価における 分析・評価等に役立ち、公正競争環境の確保や競争促進の施策に繋がることを期待 します。

なお、報告規則及び事業者アンケートに基づき収集した各社のデータの扱いにつ きましては、事業者によって情報開示の取扱い等ポリシーが異なる可能性があるた め、公表にあたっては個別に意見照会を行うなど、十分な配慮が必要であると考え ます。

本改正案に替同する御意見として承りま す。

取得したデータの公表に関する御意見に ついては、意見1に対する「総務省の考え 方」に同じです。

【イー・アクセス】

## 意見3

今回の電気通信事業報告規則等改正の内容について、適時適切な措置として賛同。 一方で、報告すべき項目が追加されていることもあり、事業者間の競争状況の把握 において市場を混乱させたり、事業者に過度な負担とならないよう、報告及び公表 方法等について十分に配慮すべき。

また、SIMロック解除について、事業者の取組状況について詳細に検証し、不十分 と考えられる場合には、報告規則により取組状況を収集する仕組みを導入するとと もに、現行の「SIMロック解除に関するガイドライン」を早急に見直すべき。

今回の電気通信事業報告規則等改正の内容について、LTE の進展や MVNO の契約数 増等、電気通信市場の環境変化を正確に捉えることが可能になることから、適時適│す。 切な措置として賛同いたします。

一方で、携帯電話事業者にとっては報告すべき項目が追加されていることもあ り、事業者間の競争状況の把握において市場を混乱させたり、事業者に過度な負担「す。また、取得したデータの公表等に関す

本改正案に賛同する御意見として承りま

本改正は、現状の市場環境の変化に対応 するために必要な項目を追加したところで とならないよう、報告及び公表の内容・方法等について十分に配慮いただくようお願いしたいと考えます。

また、SIM ロック解除は、事業者間の取組み格差が顕在化しており、特定端末においては、ソフトウェアによって特定事業者の利用が制限される例も生じています。昨年12月に公表された「電気通信事業分野における競争状況の評価2012」の実施細目では、新たに基本データとして加えられ、移動体通信事業者に対するアンケートにより対応端末・解除数を収集する等、実態把握に向け適切な措置が図られているところですが、今後の更なるLTEの進展等も踏まえ、取組状況について詳細に検証し、評価結果によって不十分と考えられる場合には、報告規則により取組状況を収集する仕組みを導入するとともに、現行の「SIM ロック解除に関するガイドライン」を早急に見直すべきと考えます。

る御意見については、意見1に対する「総 務省の考え方」に同じです。

なお、SIMロック解除に係る御意見につきましては、今回の意見募集における改正内容とは直接関係ないものと承知しておりますが、今後の参考意見として承ります。

【NTTドコモ】

## 意見4

既存放送局の劣化が激しいので、新規参入させるべき。

偏向や印象操作等、本当に問題。

既存放送局の劣化が激しいので、新規参入させるべきだと思います。 偏向や印象操作等、本当に問題だと思います。

【個人】

頂いた御意見は、今回意見募集した内容 と直接関係しませんが、今後の行政を進め ていく上での参考とさせていただきます。

以上